

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する 命令案について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 改正の趣旨

（１）障害福祉分野における指定申請等に関する事項

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、2024年度内に、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き（※）について、標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講じる」とされているところ。

（※）指定申請、報酬請求等

- 今般、これを受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において、障害福祉サービス等に係る指定申請等について、所要の改正を行うものである。

（※）報酬請求については、別途、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）等の改正を行う。

（２）障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

- 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）等において、「障害福祉サービス等事業者（略）の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる」こととされている。○ 今般、これを受けて、現行の障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みを活用しつつ、障害福祉分野における経営情報データベースを整備するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

（１）障害福祉分野における指定申請等に関する事項

- 障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定申請等は、厚生労働大臣が定める様式並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（以下「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等」という。）により行うものとする。
（※）こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等は、厚生労働省のホームページに掲載している指定申請の標準様式等を基に必要な修正の上、別途定める予定。
- その他所要の改正を行う。

(2) 障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 第 1 項に規定する情報公表対象サービス等情報に、以下の①から④までの情報（以下「経営情報」という。）を追加する。
 - ①事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
 - ②事業所・施設の収益及び費用の内容
 - ③事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
 - ④その他必要な事項
- 障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への経営情報の報告方法は、都道府県知事の定めるところ（※）とし、報告期限は、毎会計年度終了後 3 月以内とする。ただし、初年度（令和 7 年度）に限り、報告期限を令和 7 年度末までとする。

（※）障害福祉サービス等情報公表システム上に構築する経営情報データベースを活用することを想定。
- 都道府県知事は、報告を受けた経営情報について、調査及び分析した結果を公表することとする。
- 経営情報の報告の対象事業者は、現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様、原則、全ての障害福祉サービス事業者等とする。ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては対象外とする。
- 都道府県知事が、障害福祉サービス事業者等に関して公表を行うよう配慮する情報として、労働時間及び賃金が含まれていることを明確化する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

(1) 障害福祉分野における指定申請等に関する事項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 1 項（※ 1）、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項（※ 1）、第 39 条第 1 項、第 46 条第 1 項及び第 3 項、第 51 条の 19 第 1 項（※ 2）、第 51 条の 20 第 1 項（※ 2）、第 51 条の 25 第 1 項及び第 3 項並びに第 108 条
 - （※ 1） 第 41 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。
 - （※ 2） 第 51 条の 21 第 2 項の規定により準用する場合を含む。

(2) 障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 76 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 8 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 3 月下旬（予定）
- 施行期日：(1)令和 8 年 4 月 1 日、(2)令和 7 年 4 月 1 日